

議案第11号

西海市水道事業、簡易水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

西海市水道事業、簡易水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和7年2月27日 提出

西海市長 杉澤 泰彦

西海市条例第 号

西海市水道事業、簡易水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 西海市水道事業、簡易水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例（平成17年西海市条例第227号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2第4項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

第7条中「及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で、当該決定に係る金額が10万円以上のものとする。」を「、市が当事者である和解でその目的に係る価格が1件50万円を超えるもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が1件50万円を超えるものとする。」に改める。

第2条 西海市水道事業、簡易水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 65 号）附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

新旧対照表

西海市水道事業、簡易水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(第1条) 西海市水道事業、簡易水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正

新	旧
西海市水道事業、簡易水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 平成17年4月1日 西海市条例第227号 第1条～第5条 (略) (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法第243条の2の8第8項の規定により、水道事業等の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。 (議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等) 第7条 水道事業等の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が10万円以上のもの、<u>市が当事者である和解でその目的に係る価格が1件50万円を超えるもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が1件50万円を超えるものとする。</u>	西海市水道事業、簡易水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 平成17年4月1日 西海市条例第227号 第1条～第5条 (略) (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法第243条の2第4項の規定により、水道事業等の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。 (議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等) 第7条 水道事業等の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき、条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又は目的物の価格が10万円以上のもの<u>及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で、当該決定に係る金額が10万円以上のものとする。</u>

新	旧
第8条 (略)	第8条 (略)

(第2条) 西海市水道事業、簡易水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正

新	旧
西海市水道事業、簡易水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 平成17年4月1日 西海市条例第227号 第1条～第5条 (略) (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法第243条の2の9第8項の規定により、水道事業等の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。 第7条及び第8条 (略)	西海市水道事業、簡易水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 平成17年4月1日 西海市条例第227号 第1条～第5条 (略) (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法第243条の2の8第8項の規定により、水道事業等の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。 第7条及び第8条 (略)

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。